

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する
意見募集の結果について

令和 8 年 2 月 3 日

厚生労働省

健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について、令和 7 年 11 月 20 日（木）から同年 12 月 20 日（土）まで御意見を募集したところ、計 3 件（本省令案に関係しない意見を含む。）の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

なお、本件と直接関連のない御意見につきましては、お答えすることを差し控えさせていただきますので御了承ください。皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	報告頻度を年 1 回に減らすことについて、潜伏感染者の多さや移民増加を考えると、監視の目を緩めすぎるのは危険。段階的な報告頻度の見直しや、市民への継続的な啓発をすべき。	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）において、法第 12 条第 1 項に医師の届出義務が、法第 53 条の 11 第 1 項に病院管理者の届出義務が規定されており、結核集団感染事例の報告についても、法第 17 条の規定に基づき実施される健康診断の結果を都道府県知事が把握した上で、厚生労働省へ報告することとしてい

		ることから、結核患者の発生動向を把握できる体制はこれまでと同様に整備されております。 厚生労働省は、毎年の予防週間や自治体との地区講習会などを通じて、自治体とともに国民の皆様への啓発活動に余念なく取り組んでいるところであり、引き続き、こうした取組を続け、啓発に努めてまいります。
2	本改正に反対。広範な薬剤耐性を持った結核菌が感染流行した際にその被害拡大を抑える事に支障が生じる程の長い期間の設定には賛成出来ない。結核についての注意も行っておくべきであり、そのために報告も月1回行うべき。何故月1回にしておかないのか。	法第12条第1項に医師の届出義務が、法第53条の11第1項に病院管理者の届出義務が規定されており、結核集団感染事例の報告についても、法第17条の規定に基づき実施される健康診断の結果を都道府県知事が把握した上で、厚生労働省へ報告することとしていることから、結核患者の発生動向を把握できる体制はこれまでと同様に整備されております。 なお、本改正は統計的情報の把握を目的として、健康診断実施者が保健所長を経由して都道府県知事に対して行う結核定期健康診断結果の通報又は報告について、月1回から年1回の報告頻度とするものですが、この改正により、統計的情報の有用性を損なうことはないと考えております。